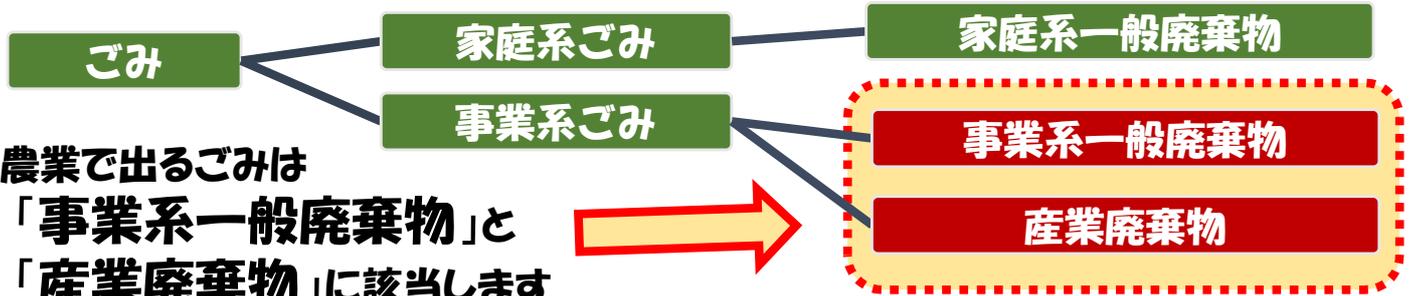


# 農業で出るごみを適正に処理をしましょう！

◆ごみは以下のように分類されます



◆農業で出るごみは「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」に該当します

## 農業で出る主なごみの区分と種類

事業系一般廃棄物	産業廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> <li>紙類、段ボール類、木材</li> <li>作物残さ（摘葉、栽培終了後の株）など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用廃プラスチック（ビニールハウスの被覆材やマルチ、ポリコンテナ、波板、塩ビ管、育苗箱、肥料袋、園芸用ポット、不織布など）</li> <li>廃農薬（期限切れの農薬、農薬の空袋、空容器）</li> <li>釘、針金、鉄管、ハウスの鉄骨</li> <li>機械部品、廃油 など</li> </ul>

◆農業で出るごみは

## 地域のごみステーションに出せません

※地域のごみステーションに出せるのは、**家庭系一般廃棄物**(家庭から出る生活ごみ)だけです。

米袋にビニールハウスの被覆材やマルチが入られ、ごみステーションに捨てられてしまった事例です。



◆適正な処理方法

事業系一般廃棄物	たてばやしクリーンセンター、いたくらリサイクルセンターに持ち込む(有料)
	町が許可した一般廃棄物処理業者に委託する (業者一覧は町のHPを確認してください)
産業廃棄物	県が許可した産業廃棄物処理業者に委託する (業者一覧は県のHPを確認してください)
	板倉町総合農業振興協議会の収集処理事業を利用する (塩ビ系プラスチック、ポリ系プラスチック、農薬) ※実施時期はお問い合わせください 農薬は、購入先やメーカーで処分してもらえる場合もあります

◆野焼きは原則として法令で禁止されています(一部例外あり)

ただし、例外として「害虫駆除」「あぜ草の焼却」「焼き畑農業」などは認められています。

※この場合であっても時間帯や風向きを考慮し、近隣住民の迷惑にならないようにしてください。

※上記例外と一緒にごみを燃やすことは法律違反となります。

### ★ごみに関すること★

板倉町住民環境課 環境下水道係  
(板倉町生活環境推進協議会)  
TEL: 82-6132

### ★農業に関すること★

板倉町農業委員会  
板倉町産業振興課 農業振興係  
(板倉町総合農業振興協議会)  
TEL: 82-6137